

平成29年4月27日開催

石狩市教育委員会会議（4月定例会）資料

<議案>

- ・石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・・P1

<報告事項>

- ・平成29年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について・・・・P2～P3
- ・石狩市要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱の一部改正について・・・・P4

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則案
平成29年 4 月27日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(週休日及び勤務時間の割振り等) 第 29 条 略 2 略 3 週休日の振替（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき勤務日（同条に規定する勤務日をいう。以下この項において同じ。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。）及び半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。）の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該 4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。）は、校長が行う。	(週休日及び勤務時間の割振り等) 第 29 条 略 2 略 3 週休日の振替（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき勤務日（同条に規定する勤務日をいう。以下この項において同じ。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。）及び半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。）の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該 4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。）は、校長が行う。
4 略	4 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

<報告事項①>

平成29年度 石狩市教育委員会の点検・評価の実施について (平成28年度実施分)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、石狩市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成28年度実施分)を実施する。なお、石狩市教育プランの進捗状況の管理については、これを包含し一体のものとして、点検・評価を実施するものとする。

1 対象項目と点検評価の方法

① 教育委員会の活動状況

項 目	対 象	点検評価の方法	学識経験者の 知見活用
教育委員会 の活動状況	・会議の開催状況 ・審議事項の内容	内部評価	石狩市教育委員 会外部評価委員 会
教育委員会 会議以外の 活動状況	・各種関係機関等への出席・意見交換や研修活動 ・教育現場の実態把握(学校訪問・視察等) ・各種行事、事業への参加等 ・その他の教育行政の運営に関する諸活動 ・市民、団体等との意見交換の場への参加	内部評価	

② 教育に関する事業

項 目	対 象	点検評価の方法	学識経験者の 知見活用
施策別の取組状況、 分析・評価及び今後 の方向性	・教育プランの大項目ごとに該当する 各事業 ・教育行政執行方針、主要施策、プラン 指標に係る事項、その他当該年度 (及び本年度)のトピック事項。 (主要な施策、教育行政執行方針を 掲載する。)	内部評価	石狩市教育委員 会外部評価委員 会

2 石狩市教育委員会外部評価委員会について

- ・外部評価委員会の開催予定 8月以降に開催(1～2回程度)
- ・外部評価委員からの意見については、「教育委員会の活動状況」、「施策別の取組状況、分析・評価及び今後の方向性」(11の大項目ごと)ごとに、3委員の意見を取りまとめたうえで、記載する。

石狩市教育委員会外部評価委員(任期3年)

役 職	氏 名	任 期	区 分	所属等
委員長	村中 誠治	平成27年4月1日～ 平成30年3月31日	学識経験者	石狩ユネスコ協会会長
副委員長	伊井 義人	平成27年4月1日～ 平成30年3月31日	学識経験者	藤女子大学人間生活学部人間生活学 科教授
委員	向田 久美	平成27年4月1日～ 平成30年3月31日	学識経験者	一般社団法人アクトスポーツプロジ ェクト理事

3 外部評価委員の意見等に対する施策等の方向性について

外部評価委員からの意見等に対しての今後の施策等の方向性については、過去のものを含め全て事務局内部ヒアリング等で毎年度確認し、今後に活かすとともに、施策等の方向性が明確かつ具体的なものについては、点検評価報告書に記載する。

4 事務スケジュール

月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
教育委員会 の活動 点検・評価	教育委員会 の活動	・教育委員会会議の 開催状況等の確認 ・各委員の活動状況 の確認		教育委員会会議に中間報告			外部評価委員会の開催		教育委員会会議で決定	点検・評価結果公表		
	施策事業等 点検評価作業										・市ホームページ公表 ・市議会へ報告 ・外部評価委員へ報告	

＜報告事項②＞

石狩市要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱の一部改正について

●主な改正点

改正前

対象経費	支給対象 学年等	認定日が4月1日 以外の場合の 支給要件	支給時期
新入学児童生徒 学用品費等	小1、中1	認定日が4月1日 であること	6月末
P T A会費	全員	月割り	6月末
生徒会費	中学校のみ	月割り	6月末
校外活動費	全員	実施月の月初めに 認定されているこ と	3月末
修学旅行費	小6、中3	実施月の月初めに 認定されているこ と	実施後 2か月以内



改正後

対象経費	今回の 改正内容	支給対象 学年等	認定日が4月1日 以外の場合の 支給要件	支給時期
新入学児童生徒 学用品費等	前倒し支給 教育長裁量による 支給要件を追加	小1、中1 (6年生で明 らかに中学校へ 市内中学校へ 通学するもの)	認定日が4月1日 であること (2月1日までに認 定されたもの。支 給要件に教育長裁 量を追加)	6月末 (6年生2月末)
P T A会費		全員	月割り	6月末
生徒会費		中学校のみ	月割り	6月末
クラブ活動費	新規追加	中学校のみ	2月1日までに認定 されたもの。支給 要件に教育長裁量 を追加	3月末
校外活動費	教育長裁量による 支給要件を追加	全員	実施月の月初めに 認定されているこ と(支給要件に教 育長裁量を追加)	3月末
修学旅行費	教育長裁量による 支給要件を追加	小6、中3	実施月の月初めに 認定されているこ と(支給要件に教 育長裁量を追加)	実施後 2か月以内

施行日：平成29年4月1日

